

# 社団法人日本耳鼻咽喉科学会山口県地方部会規則

## 第1章 総則

- 第1条 1. 本地方部会は、社団法人日本耳鼻咽喉科学会山口県地方部会と称する。  
2. 本会は、宇部市南小串1-1-1、山口大学耳鼻咽喉科学教室内に事務所を置く。

## 第2章 構成

- 第2条 本会は、山口県内において診療又は勤務する社団法人日本耳鼻咽喉科学会会員を以て組織する。

## 第3章 目的及び事業

- 第3条 本会は、社団法人日本耳鼻咽喉科学会の目的を達成するための事業を行うとともに会員相互の親睦を計ることを目的とする。

## 第4章 会員

- 第4条 本会会員となるには、必ず部会長承認の上、所定の会費及び負担金を納めなければならない。  
第5条 会員が住所・氏名を変更した時は、速やかに、本会に届けなければならない。  
第6条 会員は、本会の行う研究会、及び講演会に参加することができる。  
第7条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。  
(1) 退会 (2) 死亡 (3) 除名  
第8条 会員が本会を退会しようとする時は、理由を付して退会届を提出し、部会長の承認を得なければならない。

## 第5章 組織

- 第9条 1. 本会に次のブロックを置く。  
柳井・岩国地区、周南地区、山陰・防府・山口地区、宇部・山陽小野田地区、下関地区  
2. 必要ある時は、委員会を構成することができる。

## 第6章 役員及び顧問

- 第10条 1. 本会に次の役員を置く。  
・部会長 1名  
・副部会長 2名以内（1名は山口県耳鼻咽喉科医会会長）  
・理事 7名とし、各ブロックごと1名、勤務医中より2名を選出する。  
・監事 2名  
・幹事 若干名  
2. 本会に顧問を置くことができる。  
第11条 役員は、本総会において選出する。顧問は総会の議決により部会長がこれを委嘱する。役員の新選出者は、65歳未満でなければならない。ただし、山口県耳鼻咽喉科医会会長を兼任する副部会長は70歳未満とする。  
第12条 1. 部会長は本会を代表し、会務を総理する。  
2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のある時は、部会長の職務を行う。  
3. 理事は、本会の運営、経理について審議し、会務を掌理する。  
理事は、各社会医療部に出席して、会務を分担執行する。  
理事は、社療部委員会委員の推薦を行う。  
第13条 1. 役員の新任期は2年とする。  
2. 任期満了後も、後任者が選任されるまではその職務を行わなければならない。  
第14条 1. 役員に欠員を生じたときは速やかに補充せねばならない。  
2. 補欠によって就任した役員の新任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 監事は本会の業務及び経理を監査する。

第16条 役員の変更は、改選される年の3月31日までに行う。

#### 第7章 会議

第17条 会議は定時総会、臨時総会及び役員会とする。その他、部会長が必要に応じて会を開催することができる。

第18条 定時総会は毎年一回、臨時総会は必要ある場合、役員会の議を経て、部会長が招集し、部会長はその議長となる。

第19条 次の事項は総会に提出して、その議決を経なければならない。

1. 事業計画・及び収支予算
2. 事業報告・及び収支決算
3. 会費、負担金の決定
4. その他役員会において必要と認めた事項

第20条 1. 総会の議決は出席者の多数決による。可否同数の場合は議長がこれを裁決する。  
2. 規則の変更は、出席者の三分の二以上の同意を要する。

第21条 総会の議事の要項、及び議決した事項は会員に通知する。

第22条 1. 役員会は役員を以って組織し、部会長が招集し、その議長となる。  
2. 顧問は役員会及び総会に出席し、意見を述べることができる。

第23条 次の事項は役員会の承認を経なければならない。

1. 総会の招集、及び提案すべき事項
2. その他重要な事項

#### 第8章 会計

第24条 本会の経費は、会費、負担金、及び寄付金、その他の収入を以って充てる。

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第9章 代議員の選出

第26条 日耳鼻代議員は総会において選出する。

#### 【付 則】

本規則は昭和50年4月1日より施行する。

昭和57年3月14日一部改正

平成6年12月15日一部改正

平成31年3月14日一部改正

## 社団法人日本耳鼻咽喉科学会山口県地方部会社会医療部規約

第1条 本社会医療部は、社団法人日本耳鼻咽喉科学会社会医療部（以下、日耳鼻社療部という）規約に基づき組織する地方部会社会医療部で、山口県地方部会社会医療部（以下、県社療部）と称する。

第2条 県社療部は日耳鼻社療部の諮問事項を審議し、また、県社療部の意見を具申することができる。県社療部に以下の委員会を置く。

1. 地方部会保険医療委員会
2. 地方部会産業・環境保健委員会
3. 地方部会福祉医療委員会（成人老年・乳幼児担当）
4. 地方部会学校保健委員会
5. 地方部会医事問題委員会

第3条 1. 各委員会の組織は、会議に必要な委員を以て構成する。  
2. 各委員会は、日本耳鼻咽喉科学会正会員より、本人の承諾を得て、担当理事が推薦し、部会長の承認した若干名の委員を以て構成する。  
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
4. 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 1. 各委員会に委員長1名、副委員長1名を互選する。  
2. 委員長は各委員会を代表する。

第5条 各委員会の運営並びに会議

1. 委員長は会議を主催し、年4回程度開催する。
2. 耳鼻咽喉科社会医療における疑義事項の検討並びに必要な調査を行う。
3. 会員の社会医療に対する知識の向上と啓蒙に必要な事項を討議する。
4. 委員長は、役員会に出席して会務を報告し、また、意見を述べるができる。

### 【付 則】

本規則は昭和59年4月1日より施行する。

昭和62年12月17日改訂

平成6年12月15日一部改訂